

令和 8 年 8 月 6 日
千葉県総務部財政課
043(223)2076

令和 7 年度一般会計決算見込みの概要について

1 決算見込みのポイント

○ 令和 7 年度一般会計の決算は、**歳入**が前年度比 3.4% 増（702 億円増）の **2 兆 1,608 億円**、**歳出**が前年度比 3.4% 増（708 億円増）の **2 兆 1,386 億円**となり、**実質収支は 85 億円**となりました。

○ **歳入面**では、個人県民税や法人二税、地方消費税の増などにより**県税収入が過去最高を更新**しました。また、**歳出面**では、高齢化の進行等による**社会保障関係経費の増**や給与改定に伴う**人件費の増**に加え、事業者支援や消費喚起策などの**物価高騰対策に係る事業費が増加**しました。

〔令和 7 年度 一般会計決算収支の状況〕

（単位：百万円、％）

区 分	令和 7 年度 ①	令和 6 年度 ②	比 較 ①-②=③	増減率 ③/②
歳 入 総 額 A	2,160,839	2,090,599	70,240	3.4
歳 出 総 額 B	2,138,588	2,067,830	70,758	3.4
歳入歳出差引 C=A-B	22,251	22,769	△518	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	13,735	14,476	△741	
実 質 収 支※2 C-D	8,516	8,293	223	

表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

※1 翌年度に繰り越すべき財源
歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支
歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		令和 7 年度 A	令和 6 年度 B	比較 A－B＝C	増減率 C／B
①	県 税	1, 047, 115	985, 752	61, 363	6. 2%
うち	個 人 県 民 税	335, 018	300, 802	34, 216	11. 4%
	法 人 二 税	209, 726	199, 080	10, 646	5. 3%
	地 方 消 費 税	337, 874	320, 945	16, 929	5. 3%
	そ の 他 の 税	164, 497	164, 925	△428	△0. 3%
②	地 方 交 付 税	262, 689	262, 833	△144	△0. 1%
うち	普 通 交 付 税	259, 488	259, 317	171	0. 1%
	下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税	(259, 488)	(280, 074)	(△20, 586)	(△7. 4%)
	特 別 交 付 税	3, 201	3, 516	△315	△9. 0%
③	国 庫 支 出 金	215, 113	201, 657	13, 456	6. 7%
④	繰 入 金	32, 028	34, 865	△2, 837	△8. 1%
	諸 収 入	290, 022	260, 528	29, 494	11. 3%
⑤	県 債	106, 561	122, 775	△16, 214	△13. 2%
うち	建 設 地 方 債	106, 561	102, 018	4, 543	4. 5%
	臨 時 財 政 対 策 債 ※ 3	0	20, 757	△20, 757	皆減
⑥	そ の 他	207, 311	222, 189	△14, 878	△6. 7%
うち	特別法人事業譲与税※ 4	140, 187	135, 542	4, 645	3. 4%
	地 方 特 例 交 付 金	3, 671	21, 805	△18, 134	△83. 2%
	繰 越 金	22, 769	23, 631	△862	△3. 6%
	計	2, 160, 839	2, 090, 599	70, 240	3. 4%

※ 3 臨時財政対策債

平成 13 年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。令和 7 年度の臨時財政対策債の発行額は平成 13 年度の制度創設以来初めてゼロとされた。

※ 4 特別法人事業譲与税

地方税の偏在是正を図るため、従来の地方法人特別譲与税に代えて、令和 2 年度から法人事業税の一部を国税化（特別法人事業税）したうえで、人口を基準に都道府県に再配分（特別法人事業譲与税）されている。

《主な増減要因》

① 県 税

賃金の改善や令和6年度の定額減税の終了等により、個人県民税が342億円の増となったほか、企業業績が堅調であったことにより、法人二税が106億円の増となりました。また、地方消費税についても、国内消費が持ち直したことから169億円の増となり、県税全体では6.2%増の1兆471億円となりました。

※消費税の税率引上げ(5%から8%(令和元年10月からは10%))による増収分(市町村交付金を除く923億円)については、全額を社会保障関係経費(一般財源ベース3,532億円)の財源に充てています。

② 地方交付税

地方交付税は、前年度からほぼ横ばいの2,627億円となりましたが、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税については、県税収入の増加などにより、7.4%減の2,595億円となりました。

③ 国庫支出金

物価高騰に対応するための交付金が増加したことなどから、6.7%増の2,151億円となりました。

④ 繰入金

令和7年度は、段階的な定年引き上げにより定年退職者が減少する年度に当たり、退職手当基金の取り崩しがなかったことなどから、8.1%減の320億円となりました。

⑤ 県 債

県有施設の長寿命化等を進めたことにより、建設地方債が45億円増加した一方、臨時財政対策債が皆減となったことから、全体では13.2%減の1,066億円となりました。

⑥ その他

企業業績が堅調であったことにより、特別法人事業譲与税が増加した一方、個人県民税の定額減税に伴う減収補填分の特例交付金が減となったことなどから、6.7%減の2,073億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	比 較 A－B＝C	増減率 C／B
①	人 件 費	546,631	538,610	8,021	1.5%
②	扶 助 費※5	45,116	42,818	2,298	5.4%
③	公 債 費	226,106	226,325	△219	△0.1%
④	投 資 的 経 費	186,235	186,833	△598	△0.3%
うち	普 通 建 設 事 業	167,112	166,280	832	0.5%
	直 轄	17,274	17,588	△314	△1.8%
	災 害 復 旧	1,849	2,965	△1,116	△37.6%
⑤	補 助 費 等	713,359	654,403	58,956	9.0%
うち	税 関 係 交 付 金	238,576	219,800	18,776	8.5%
⑥	そ の 他	421,141	418,841	2,300	0.5%
うち	積 立 金	15,990	47,607	△31,617	△66.4%
	貸 付 金	263,510	232,093	31,417	13.5%
計		2,138,588	2,067,830	70,758	3.4%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

《主な増減要因》

① 人件費

段階的な定年引き上げにより退職手当が減少した一方で、給与改定による増があったことなどから、全体としては1.5%増の5,466億円となりました。

② 扶助費

障害者医療費負担金や児童保護措置費など社会保障関係経費が増となったことから、5.4%増の451億円となりました。

③ 公債費

過去に発行した建設地方債や臨時財政対策債の償還を行い、前年度からほぼ横ばいの2,261億円となりました。

④ 投資的経費

児童相談所の新設・建替えや、千葉リハビリテーションセンターの再整備などを進めたことにより、普通建設事業が増となった一方、台風・大雨災害等により被害を受けたインフラの復旧事業が減となったことなどから、全体としては前年度からほぼ横ばいの1,862億円となりました。

⑤ 補助費等

社会保障関係経費や県税収入に連動する税関係交付金が増となったほか、物価高騰への対応に係る支援費が増加したことなどから、9%増の7,133億円となりました。

⑥ その他

中小企業等の資金繰りを支援するための中小企業振興資金が増となった一方、県有施設長寿命化等推進基金に係る基金積立てが減となったことなどにより、前年度からほぼ横ばいの4,211億円となりました。

※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○ 社会保障関係経費（全体） 3,753億円（前年度比 +164億円 +4.6%）

（主なもの）

・ 介護給付費県負担金	747億円（前年度比 +31億円 + 4.3%）
・ 後期高齢者医療給付費負担金	626億円（前年度比 +35億円 + 5.9%）
・ 自立支援給付費県負担金	365億円（前年度比 +33億円 + 9.9%）
・ 施設型給付費（認定こども園、保育所等）	332億円（前年度比 +30億円 + 9.9%）

4 今後に向けて

- 令和7年度は、85 億円の黒字となりましたが、今後も高齢化の進行等により社会保障関連経費が増加する見込みであるほか、物価高や民間の賃上げに伴う人件費・委託費等の増加など、本県財政を取り巻く環境が厳しさを増すことも想定されます。また、そうした中で道路や橋りょう、公共施設等の老朽化対策、県民の生命・財産を守る防災・減災対策などを着実に進めていく必要があります。
- このため、国に対して、必要な財源確保を要望していくとともに、県においても、執行段階での徹底した経費節減に取り組むほか、産業の振興や社会資本の整備を進め経済を活性化させることで、税収の増加に繋げるといった好循環を生み出し、持続可能な財政構造の確立を図ってまいります。

<参考一覧>

(参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考 2) 県債残高の推移

(参考 3) 普通会計の決算見込み

(参考 4) 令和 7 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

○ 目的別歳出※6 決算は、下記のとおりです。

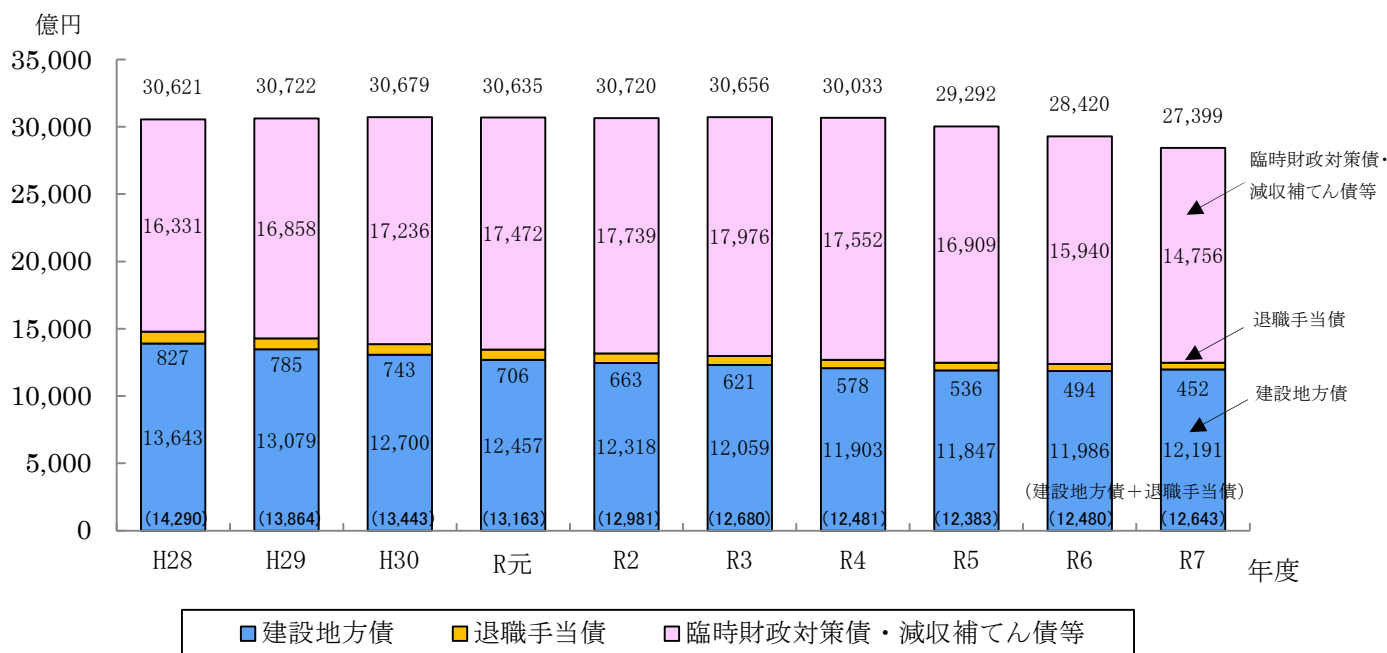
(単位：百万円)

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	156,966	7.3%	174,396	8.4%	△17,430	・県有施設長寿命化等推進基金積立金 △287 億円 ・退職手当基金積立金 +60 億円 ・国の委託統計事業 +34 億円
民 生 費	398,969	18.7%	373,256	18.1%	25,713	・児童相談所等施設整備事業 +42 億円 ・千葉リハビリテーションセンター再整備事業 +42 億円 ・後期高齢者医療給付費負担金 +35 億円 ・障害者自立支援給付費等県負担金 +32 億円 ・介護給付費県負担金 +31 億円 ・施設型給付費 +30 億円 ・障害児給付費等県負担金： +16 億円
衛 生 費	92,452	4.3%	80,997	3.9%	11,455	・特別会計病院事業会計繰出金 +36 億円 ・医療機関等における生産性向上・職場環境改善事業 +26 億円 ・地域中核医療機関整備促進事業 +23 億円 ・病床数適正化支援事業 +10 億円 ・難病医療費助成事業 +7 億円
環 境 費	7,639	0.4%	7,670	0.4%	△31	・事業者向け脱炭素化促進事業 △3 億円 ・残土・再生土等対策事業費 +1 億円 ・野生鳥獣総合対策事業 +1 億円
商工労働費	287,342	13.4%	251,338	12.2%	36,004	・中小企業振興資金事業 +323 億円 ・県内消費喚起対策事業 +33 億円 ・中小企業成長促進補助金 +16 億円 ・LP ガス料金負担軽減支援事業 +7 億円
農林水産業費	50,274	2.3%	57,038	2.8%	△6,764	・家畜伝染病発生危機特別対策事業 +9 億円 ・畜産飼料価格高騰緊急対策事業 +6 億円 ・水産基盤ストックマネジメント事業 +9 億円 ・家畜伝染病発生危機特別対策事業 △53 億円 ・家畜保健衛生所機能向上事業 △35 億円 ・飼料用米等拡大支援事業 △2 億円 ・県民の森緑化推進費 △1 億円
土 木 費	136,420	6.4%	139,018	6.7%	△2,598	・道路メンテナンス事業 +10 億円 ・社会資本整備総合交付金事業 +7 億円 ・県単道路改良事業 +7 億円 ・公共街路整備事業 △23 億円 ・河川激甚災害対策特別緊急事業 △37 億円
警 察 費	154,649	7.2%	151,485	7.3%	3,164	・警察職員人件費 +34 億円 ・交通安全施設整備事業 +3 億円 ・捜査活動経費 +2 億円 ・警察署庁舎整備事業 △10 億円
教 育 費	390,524	18.3%	386,556	18.7%	3,968	・教職員人件費 +12 億円 ・公立高校就学支援事業 +25 億円
公 債 費	227,037	10.6%	227,270	11.0%	△233	・定時償還分の元金及び利子 +10 億円 ・満期一括分積立金及び利子 △12 億円
災害復旧費	1,599	0.1%	2,933	0.1%	△1,334	・土木施設 △8 億円 ・農業施設 △3 億円
そ の 他	234,717	11.0%	215,873	10.4%	18,844	・税関係交付金 +188 億円
計	2,138,588	100%	2,067,830	100%	70,758	

※6 目的別歳出 地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

（参考２） 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）については、建設地方債等が前年度に比べ163億円、1.3%増加した一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が前年度に比べ1,184億円、7.4%減少したことにより、2兆7,399億円となり、前年度に比べ1,021億円、3.6%減少しました。



(単位：億円)

区 分	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
建設地方債等①	14,290	13,864	13,443	13,163	12,981	12,680	12,481	12,383	12,480	12,643
建設地方債	13,643	13,079	12,700	12,457	12,318	12,059	11,903	11,847	11,986	12,191
退職手当債	827	785	743	706	663	621	578	536	494	452
臨時財政対策債等②	16,331	16,858	17,236	17,472	17,739	17,976	17,552	16,909	15,940	14,756
計（①＋②）	30,621	30,722	30,679	30,635	30,720	30,656	30,033	29,292	28,420	27,399
（参考）満期一括償還 のための積立金残高	4,125	4,619	5,074	5,339	5,692	6,886	7,450	7,493	7,848	8,124

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 令和7年度 普通会計※7 決算収支の状況

(単位：百万円)

区 分	7年度 ①	6年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	2,196,011	2,127,665	68,346	3.2%
歳出総額B	2,154,081	2,083,355	70,726	3.4%
歳入歳出差引 C=A－B	41,930	44,310	△2,380	
翌年度へ繰り越すべき財源D	19,725	19,782	△57	
実質収支C－D	22,205	24,528	△2,323	

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 3.2%増の 2 兆 1,960 億円、歳出で前年度比 3.4%増の 2 兆 1,540 億円となり、実質収支は 222 億円となります。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	7 年 度 ①	6 年 度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	97.3	94.5	2.8

- 経常収支比率は、社会保障関係経費の増加等により前年度比で 2.8 ポイント増加し 97.3%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査(決算統計)において、全国の自治体の財政状況を統ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 8 会計(上水道事業会計、病院事業会計等)及び国民健康保険事業会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

(計算式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考 4) 令和 7 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	7 年度	6 年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

○ 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	7 年度	6 年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

○ 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	7 年度	6 年度
	7.5%	7.6%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

○ 実質公債費比率は 3 か年平均を比率として用いますが、前年度の 7.6%（令和 4～6 年度平均）から 0.1 ポイント改善し、7.5%（令和 5～7 年度平均）となっています。

なお、令和 7 年度単年度でみると、「分母」である「標準財政規模」が増加した一方、「分子」では金利の上昇に伴い、地方債償還に係る地方債利息が増加したため、前年度から 0.1 ポイント上昇し、7.6%となりました。

将来負担比率	7 年度	6 年度
	97.7%	101.3%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

○ 「分母」である「標準財政規模」が増加したことから、前年度の 101.3% から 3.6 ポイント改善し、97.7%となりました。

2 各公営企業会計の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く 14 の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①＋②の合計額
- ① 一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(国民健康保険事業)の実質赤字額
- ② 公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの 8 の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金（特定財源控除後）} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

- ② 地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③ 準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
 - (ア)満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
 - 地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位：億円				
構 成 要 素	令和7年度	令和6年度	令和5年度	7年度と6年度の差引
分 子 ①＝②＋③－④	824	788	760	36
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	687	732	778	△ 45
準元利償還金 ③	1,380	1,381	1,379	△ 1
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,243	1,325	1,398	△ 82
分 母 ⑤＝⑥－⑦	10,837	10,470	10,078	367
標準財政規模 ⑥	12,080	11,795	11,476	285
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	1,243	1,325	1,398	△ 82
単年度の比率 ①／⑤	7.6	7.5	7.5	0.1
実質公債費比率(令和5年度～令和7年度平均)	7.5			
【参考】令和4年度～令和6年度平均	7.6			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額
 ③一般会計等の年度末地方債現在高
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター、
 (公社)千葉県園芸協会、千葉県漁業協同組合連合会
 ⑨連結実質赤字額
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
 ⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高
 ⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)
 ⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:
 今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構 成 要 素	令和7年度	令和6年度	差 引	備 考
分 子 ①=②-⑩	10,590	10,611	△ 21	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	39,873	40,504	△ 631	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	35,680	36,426	△ 746	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	18,252	18,208	44	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	138	151	△ 13	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	573	616	△ 43	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,427	3,226	201	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	54	84	△ 30	公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	29,283	29,893	△ 610	
充当可能基金額 ⑫	12,241	11,890	351	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	297	326	△ 29	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	16,745	17,677	△ 932	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分 母 ⑮=⑯-⑰	10,837	10,470	367	
標準財政規模 ⑯	12,080	11,795	285	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,243	1,325	△ 82	
将来負担比率(%) ①/⑮	97.7	101.3	△ 3.6	

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額＝(流動負債－流動資産)－解消可能資金不足額

[法非適用企業]資金の不足額＝(歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源)－解消可能資金不足額

・事業の規模:

[法適用企業]事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、流域下水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。